

# 三木市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

三 木 市

## 《 目 次 》

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	対策実施にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・	3
6	主な対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	対策推進のための役割分担・・・・・・・・	5
8	対策実施上の留意点・・・・・・・・	9
9	発生段階ごとの対策の概要・・・・・・・・	10
資	料・・・・・・・・・・・・・・・・	19

## 1 はじめに

日本では、インフルエンザは通常12月頃から翌年の3月頃の冬季に、流行の程度に差はあれ、毎年必ず流行する感染症である。インフルエンザウイルスは抗原性の違いにより、A、B、Cの3型に分類され、流行を引き起こすのはA型とB型である。特にA型の突然変異による新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となりうる。

20世紀において新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは大正7年（1918年）のスペインインフルエンザ、昭和32年（1957年）のアジアインフルエンザ、昭和43年（1968年）の香港インフルエンザである。また、平成21年（2009年）には新型インフルエンザ（A/H1N1）（現在、季節性インフルエンザとして「インフルエンザ（H1N1）2009」と呼ばれる。）が発生した。

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10年から40年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律31号。以下「特措法」という。）が平成24年5月に制定された。さらに平成25年6月には「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が作成され、これに基づき平成25年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が作成された。

今回の「三木市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「本計画」という。）は、県行動計画に基づき、特措法第8条に規定する市町村行動計画として策定したものである。

今回対象とするのは、特措法、政府行動計画及び県行動計画を踏まえて、以下の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）とする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

本計画は、政府行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等に  
あわせて、適宜改定を行うものとする。

## 2 目的

新型インフルエンザは、発生時期や地域、感染力などの予測が困難であり、また、  
出現そのものを阻止することは不可能である。

ひとたび国内において感染力の強い新型インフルエンザが発生すれば、感染は  
全国に拡大し、本市においても健康被害だけでなく、社会機能や経済活動の混乱  
が生じることが懸念され、市民生活にも大きな影響をもたらすことが予想される。  
こうした事態を想定し、本市は、国、県及び関係機関と連携・協力を図りながら、  
次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ対策を講じていく必要がある。

- ・感染の拡大を可能な限り抑制し、生命および健康を保護する。
- ・市民生活・経済への影響が最小限となるようにする。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府行動計画及び県行動計画を踏  
まえつつ、必要に応じ本市独自の考え方を加え、本市職員が関係機関と連携の上、  
各々の役割分担を踏まえた迅速な対応をとれるように定めるものである。

## 4 基本方針

### (1) 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、  
企業、学校、市民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエン  
ザ等対策に積極的に取り組む。

### (2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、市民が自らの健康を守る意識を  
持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健  
康管理や身体づくりが求められる。このため、市は市民に対して、十分な栄養と  
睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努め  
ること、季節型インフルエンザ等のワクチンを接種することなど、平素から健康  
管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、  
適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

### (3) 重症化する可能性が高い者への対応

新型インフルエンザ等により患することで重症化するリスクが高いと考えられる  
妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者への対応を重点的に行う。

## 5 対策実施にあたっての基本的な考え方

万一の場合の危機管理のための制度であるという特措法の性格を踏まえた上で、下記の考え方に基づいた対策を講じることとする。

### (1) 病原性、感染力に応じた適切な対策の実施

本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、病原性（重症者の発症状況等）、感染力（発生患者数等）の程度に応じて、状況に応じた運用を行うものとする。

発生初期などで病原性、感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合に備えた対策をとることを基本とする。

### (2) 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。このため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

本計画では、県が策定した県行動計画に基づき、①新型インフルエンザ等が発生する前（未発生期）、②海外での発生（海外発生期）あるいは国内で発生しているが県内又は隣接府県では未発生（県内未発生期）、③県内又は隣接府県での発生（県内発生早期）、④まん延（県内感染期）、⑤小康状態（小康期）の5つの発生段階に分類している。

## 6 主な対策の方針

市民に対する感染予防の等の情報提供、予防接種の実施、電話相談、生活支援など市民の安全安心の確保を行うために以下の方針で取り組む。

### (1) 実施体制

内閣の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）により特措法第32条の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされたとき、又は、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合において、市長が必要と認めるときは、市長を「本部長」とする三木市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

本部長は、市対策本部に必要な応じて医療、報道機関、ライフライン等の出席を求め、専門的意見を聴取する。また、政府対策本部、県対策本部の基本的方針に基づき、市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう対策を推進する。

三木市新型インフルエンザ等対策本部条例等に基づき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、下記の組織を設置する。

	三木市新型インフルエンザ等対策本部	三木市新型インフルエンザ等対策連絡会議
本部長及び会長等	本部長：市長 副本部長：副市長 理事兼防災監	委員長：理事兼防災監 副委員長：健康福祉部長
構成員	関係部長等	関係部長等
設置基準	国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行ったとき、又は、県対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたとき	原則として、県対策本部が設置されたとき
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発</li> <li>・ 保健、医療対策</li> <li>・ 初期対応、まん延防止対策</li> <li>・ 社会機能維持対策</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等に係る市民啓発</li> <li>・ 情報収集</li> <li>・ 各種対応の検討</li> <li>・ 各種対策の実施準備</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※ 必要に応じて上記組織への有識者や外部機関の出席を求めることができる。

## (2) 情報収集、提供

市は、新型インフルエンザ等に関する国、県等からの情報を積極的に収集し、市広報紙及び安心安全ネット、ホームページ、FMみっきい等の多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、迅速かつ正確な情報提供を行う。

なお、提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮する。

## (3) 予防、まん延防止

個人における対策については、未発生期からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けることなどの基本的な感染対策の普及を図る。

また、県内発生早期に知事が発する「不要不急の外出自粛、学校等の休校措置、施設の使用制限等のまん延防止策」の要請に応じ、感染防止に必要な取り組みに適宜、協力する。

## (4) 予防接種

緊急事態宣言下では、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行うこととなる。

住民接種については、国が示す接種の優先順位を踏まえて、市民への周知を図り速やかに集団接種等を行う。

なお、緊急事態宣言が行われていない場合であって、厚生労働大臣の指示により予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種（新臨時接種）が行われることがある。この場合においても、原則として特措法の定める住民接種と同様の体制で実施するものとする。

(5) 医療体制

感染拡大の状況にあわせた医療体制の整備について、県の要請に応じて適宜協力する。

(6) 市民生活の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民がかり患し、流行が約8週間程度続くと予測されている。このことにより、市民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限となるよう国、県および関係機関等とともに特措法に基づき、事前に物資の備蓄などの十分な準備を行うことが重要である。

また、緊急事態宣言がされた場合の要援護者への生活支援の体制を確保する。

## 7 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国、県、関係機関等との役割分担

【基本的な考え方】

国	①国際社会における国家としての事務 ②全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ③地方自治の基本的な準則作成 ④全国的な規模、視点で行う施策、事業
県	①広域的、専門的な対策 ②国と市町、市町間の連絡調整 ③市町の補完
市	①住民生活に直結する行政事務
指定(地方) 公共機関	①新型インフルエンザ等対策を実施
医療機関	①新型インフルエンザ等に対する医療を提供

【新型インフルエンザ等対策に係る主な役割 ー未発生期ー 】

<p>国</p>	<p>①サーベイランスの収集、分析                  ②発生に備えた体制整備                      ・ 政府対策本部等の実施体制整備と政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表及び特措法の運用                  ③指定公共機関の指定                  ④ワクチン製造、備蓄及び接種時期、順位等の検討                  ⑤抗インフルエンザウイルス薬、医療資機材の備蓄                  ⑥通常の検疫体制                  ⑦訓練の実施                  ⑧国民への普及啓発                  ⑨調査及び研究に係る国際協力                  ⑩登録業者の指定</p>
<p>県</p>	<p>①サーベイランスの収集、分析                  ②発生に備えた体制整備                      ・ 県対策本部等の実施体制整備と県行動計画の作成                      ・ 医療、検査体制整備（病床、医療資機材の把握）と必要な防護具の備蓄及び医療資機材の国への要請                  ③指定地方公共機関の指定                  ④抗インフルエンザウイルス薬の備蓄                  ⑤登録事業者の登録協力                  ⑥特定接種の実施体制整備                  ⑦市町の対策支援                  ⑧訓練の実施                  ⑨県民への普及啓発</p>
<p>市</p>	<p>①情報収集、提供                  ②発生に備えた体制整備                      ・ 市対策本部等の実施体制整備                      ・ 市行動計画の作成                  ③食料品、生活必需品等の提供体制の確保                  ④必要な防護具等の備蓄                  ⑤登録事業者の登録協力                  ⑥特定接種及び住民の予防接種実施体制整備                  ⑦社会的弱者への支援体制整備（住民の生活支援）                  ⑧訓練の実施                  ⑨市民への普及啓発</p>



指定(地方) 公共機関	①業務計画の作成 ②訓練への協力、実施
医療機関	①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施 ③訓練への協力、実施 ④資機材の備蓄
登録事業者	①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備 ③登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討
一般事業者	①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備

【新型インフルエンザ等対策に係る主な役割 ー海外発生期から小康期ー】

国	①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究、連携 ④検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請） ⑤ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の流通調整、投与方針決定 ⑦在留邦人への対応 ⑧基本的対処方針の決定、公示、周知 ⑨政府対策本部設置 ⑩特定接種の実施 ⑪優先予防接種の対象及び期間を設定 ⑫埋火葬の特例制定 ⑬物資の確保（買い占め、売り惜しみの監視、調査）
県	①情報収集、提供 ②相談窓口の設置 ③サーベイランスの強化 ④帰国者等の健康監視 ⑤新型インフルエンザ確認検査、調査 ⑥県対策本部設置 ⑦入院・外来医療機関等医療体制の確保（臨時医療施設） ⑧抗インフルエンザウイルス薬の流通調整 ⑨特定接種の実施 ⑩社会活動制限の実施（外出自粛、使用制限協力要請） ⑪市町との情報共有

	⑫新型インフルエンザワクチンの流通監視 ⑬市町、指定地方公共機関の対策支援
市	①情報収集、提供 ②相談窓口の設置 ③市対策本部設置 ④県実施の疫学調査等への協力 ⑤初期救急等第一次的医療及び在宅患者等への支援 ⑥消毒活動 ⑦特定接種及び住民の予防接種の実施 ⑧埋火葬の円滑実施 ⑨県と調整し社会的活動制限の面的制限実施 ⑩社会的活動制限時の生活支援、県への意見具申
指定(地方) 公共機関	①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持 ③特定接種の実施（登録事業者である指定（地方）公共機関に限る）
医療機関	①診療の継続 ②特定接種の実施（登録事業者である医療機関に限る） ③特定接種及び住民の予防接種への協力 ④知事の要請等に対する協力
登録事業者	①特定接種の実施 ②業務の継続
一般事業者	①感染防止策の実施 ②不要不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の自粛

## (2) 本市の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国、県と連携しつつ、市としての役割を遂行する。

また、新型インフルエンザ等対策を遂行するには、市民・関係機関の理解と協力が不可欠である。従って、計画の推進にあたっては、三木市医師会、三木市薬剤師会、食料品・生活必需品等の提供関係事業者等の関係機関と連携を密にし、協力体制の確保に努めるとともに、医療関係者との連絡会議を行い、発生時に備えるものとする。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、検証を加えることにより、将来の計画見直しへの活用を図る。

## 8 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

### (1) 基本的人権の尊重

本市は、緊急事態宣言がなされ、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等が行われた場合には、基本的人権を阻害することのないよう必要最小限の範囲で行われるよう協力する。

また、市民に対し、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策としてやむを得ない措置であることを前提として、十分な説明を行い理解を得るよう努める。

### (2) 患者の個人情報保護

感染症法は、第2条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、これに基づいて慎重に取り扱うことが必要である。

また、患者の発生情報は、医療機関から県健康福祉事務所又は保健所設置市の保健所を経て確定するため、患者の在住もしくは勤務している地域の保健所若しくは県庁との患者情報の共有が必要となる。この場合についても細心の注意を払って情報を取り扱う。

### (3) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施に当たっては、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校、事業所名や患者が入院している医療機関名は、感染拡大を防止するうえで必要性がある場合のみ公表する。

なお、情報提供に当たっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任がないこと等の基本的事項をあわせて伝える。

## 9 発生段階ごとの対策等の概要

### (1) 未発生期の対策

#### 【未発生期の状態】

- ・発生が確認されていない状態
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

#### 【目的】

- ・発生に備えての体制の整備
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

#### 【未発生期における対策の考え方】

- ・対応体制の構築や訓練の実施
- ・市民への継続的な情報提供
- ・国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。

#### ① 実施体制

##### i 市行動計画の作成

特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等対策行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。

##### ii 連絡調整

実施体制について各部間で連絡調整を行う。

##### iii 業務継続計画

業務継続計画の立案と体制整備を行う。

#### ② 情報収集、提供

##### i 情報収集

国及び県等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報収集に努める。

##### ii 情報提供

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策などについて分かりやすく情報提供を行い、緊急事態宣言が行われた場合の活動制限についてあらかじめ理解を得るよう努める。

#### ③ 予防、まん延防止

##### i 個人における対策の周知

マスク着用、咳エチケット等基本的な感染対策について市民、企業に対し理解促進と実践ができるよう周知する。

##### ii 学校、福祉施設等における対策の周知

学校、福祉施設等の職員への周知を行う。

- iii 医療機関等における対策の周知  
通常を受診時からの感染防止行動の指導を徹底する。
- ④ 予防接種
  - i 予防接種体制の構築  
住民への接種については、国が定める接種順位に従って速やかに接種が行えるよう三木市医師会の協力を得て体制の整備を行う。
- ⑤ 医療体制
  - i 個人防護具等の準備  
初動対応に必要な個人防護具など資材等の在庫状況を把握し、備蓄に努める。
  - ii 情報共有体制の整備と確認  
感染期において、迅速な外来入院治療を実施するため県及び三木市医師会と連携し、関係機関で情報が共有できるよう体制の準備をする。
- ⑥ 市民生活の安定の確保
  - i 事業所の感染対策準備の周知  
事業者に対して、職場における感染症対策及び対策に必要な資機材の備蓄や事業継続計画を作成する等の対応が取れるよう周知する。
  - ii 食料品、生活必需品等の供給体制の確保  
食料品や生活必需品販売業者の供給体制を把握するなどの情報収集に努め、供給体制の確保に努める。
  - iii 要援護者への生活支援体制の整備を行う。

(2) 海外発生期（県内未発生期）の対策

**【海外発生期（県内未発生期）の状態】**

- ・海外で人から人への持続的感染が発生した状態
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内及び隣接府県では発生していない状態

**【目的】**

- ・新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見
- ・県内発生に備えて体制の整備

**【海外発生期における対策の考え方】**

- ・県内発生に備えた体制構築
- ・積極的な情報収集と的確な情報提供

- ① 実施体制
  - i 市対策連絡会議の設置  
国外で新型インフルエンザ等が発生し、国内での発生が想定される場合

において、県対策本部が設置された場合、原則として三木市新型インフルエンザ等対策連絡会議を設置する。

ii 市対策本部の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部により緊急事態宣言がなされたときは、又は、県対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたとは、市対策本部を設置する。

② 情報収集、提供

i 情報収集

未発生期に引き続き、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所及び兵庫県等からの情報収集に努める。

ii 情報提供

新型インフルエンザ等の発生状況や予防策等を安心安全ネット、ホームページ、FMみっきい等を通して情報提供する。

③ 予防、まん延防止

i 個人における対策の普及

咳エチケット、マスク着用、手洗い・うがいの励行、人込みを避けるなど、基本的な感染対策の徹底を呼びかける。

ii 学校、施設等への社会活動制限準備

県内発生に備えて学校等及び福祉施設に対し、感染症防止策の徹底と社会活動制限がされた場合の対応について準備するよう呼びかける。

④ 予防接種

i 特定接種の協力及び実施

国が実施する登録事業者等への特定接種について、国が定める接種順位により接種が円滑に行われるよう協力する。

また、国の指示により、市職員の特定接種を実施する。

ii 住民接種の検討

国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種の準備を開始した場合に、接種体制の準備を行う。

⑤ 医療体制

地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、三木市医師会と連携しながら調整し、診療時間等の情報について市民へ周知を図る。

⑥ 市民生活の安定の確保

i 職場での感染対策の周知徹底

職場で感染防止策として咳エチケットの徹底、マスクの着用、手洗い、うがいの徹底を行うと共に、従業員の健康状態を把握するよう呼びかける。

ii 要援護者への生活支援体制の準備を行う。

### (3) 県内発生早期の対策

#### 【県内発生早期の状態】

- ・ 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、国内においてすべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

#### 【目的】

- ・ 市内での感染拡大をできる限り抑制
- ・ 患者に適切で迅速な医療を提供
- ・ 県内発生に備えて体制の整備

#### 【県内発生早期における対策の考え方】

- ・ 感染拡大の防止
- ・ 適切な医療の提供

#### ① 実施体制

##### i 市対策本部の設置

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部により緊急事態宣言がなされたとき、又は、県対策本部が設置された場合において、市長が必要と認めたときは、市対策本部を設置する

#### ② 情報収集、提供

##### i 情報収集

県内未発生期に引き続き、厚生労働省、検疫所、国立感染症研究所及び兵庫県等からの情報収集に努める。

インフルエンザ患者の全数把握、学校等での集団発生状況等の情報を収集する。

##### ii 情報提供

感染拡大の防止に向けた情報を安心安全ネット、ホームページ、FMみつきい等を通して積極的に提供し、市民の不安や混乱が最小限になるよう努める。

##### iii 相談窓口の設置

生活など広範な相談に対応できる相談窓口や受診方法などについて相談できる相談窓口等を開設する。

#### ③ 予防、まん延防止

##### i 不要不急の外出自粛等の周知

感染が拡大するなどし、不要不急の外出自粛が要請された場合の対応について準備できるよう周知する。

##### ii 学校保健安全法に基づく学校の臨時休業

学校等で患者の発生があった場合は学校保健安全法に基づき休業措置を行う。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 不要不急の外出自粛要請
- ・ イベントの中止・延期要請
- ・ 通所及び短期入所施設の使用制限要請
- ・ 特に必要な場合の福祉施設（通所及び短期入所に限る）でのサービスの提供
- ・ 学校等の臨時休業

#### ④ 予防接種

- i 優先順位による住民接種の広報の徹底  
優先接種順位や接種予定場所などを市民へ広報し、予防接種が混乱なく円滑に行えるよう努める。
- ii 住民接種の準備及び実施  
予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備及び実施。
- iii 予防接種に関する相談  
予防接種に関する様々な相談に対応できるよう準備し、対応を開始する。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 特措法第46条に基づく予防接種（予防接種法第6条第1項）の準備と実施

#### ⑤ 医療体制

- i 相談窓口の設置  
新型インフルエンザ等に関する相談を行う相談窓口等を開設する。
- ii 重症化する可能性の高い者への医療確保への協力・支援  
新型インフルエンザ等にり患することで重症化するリスクが高いと考えられる妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者などへの医療が円滑に行われるよう関係機関と協力体制の確認を行う。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 専用外来による診察

#### ⑥ 市民生活の安定の確保

- i 事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策の開始要請  
事務所での安定的な業務継続のため従業員の健康管理の徹底と、感染対策の開始に取り組むよう呼びかける。



～発生状況に応じた対策～

- ・ライフラインなどの安定供給
- ・食料品等の緊急物資の流通体制の確保
- ・要援護者への生活支援実施
- ・必要な場合には、埋葬・火葬の特例実施

#### (4) 県内感染期の対策

##### 【県内感染期の状態】

- ・県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

##### 【目的】

- ・医療体制の維持
- ・健康被害を最小限に抑制
- ・市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑制

##### 【県内感染期における対策の考え方】

- ・感染拡大の防止
- ・適切な医療の提供
- ・ライフライン等の事業活動の継続

#### ① 実施体制

##### i 市対策本部の継続

感染の拡大に対応するため対策本部を継続し、被害を最小限にしていく。

#### ② 情報収集、提供

##### i 学校等の集団発生の把握強化

インフルエンザ患者の全数把握から学校等の集団発生の把握と重症者・死亡者を把握する体制へと移行する。

##### ii 情報提供

受診可能な医療機関の紹介及び広報誌等での周知を行う。

患者の急激な増加を抑制するため、感染に対する個人予防の徹底や発症時の対処方法について重点的に周知する。

#### ③ 予防、まん延防止

##### i 患者、濃厚接触者への対応

感染症法に基づく患者の入院措置が中止されるため、症状が軽快しても感染力がなくなるまで外出しないよう呼びかけを行う。

ii 事業活動の継続

事業者に対し、欠勤者の状況を踏まえて、必要不可欠な事業活動の継続と不急の事業活動の縮小を検討するよう要請する。また、併せて時差出勤についても検討するよう要請する。

iii 学校保健安全法に基づく学校等の臨時休業

患者の発生状況に応じて学校保健安全法に基づく学校等の臨時休業を実施する。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 不要不急の外出自粛要請
- ・ イベントの中止、延期要請
- ・ 通所及び短期入所施設の使用制限要請
- ・ 特に必要な場合の福祉施設（通所及び短期入所に限る）でのサービスの提供
- ・ 学校等の臨時休業

④ 予防接種

i 住民接種の実施

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を行う。

ii 住民接種の広報、相談

優先接種順位や接種予定場所などを市民への広報の徹底と予防接種に関する様々な相談に対応する。

～発生状況に応じた対策～

- ・ 特措法第46条に基づく予防接種（予防接種法第6条第1項）の実施

⑤ 医療体制

i 相談窓口の継続

患者数増加に伴う相談の増加に対応できるよう体制を強化しながら継続する。

ii 基礎疾患を有する者に対する医療体制の維持

患者発生の増加により、基礎疾患を有する者への通常の医療が損なわれることのないよう三木市医師会等と連携し、医療体制を維持する。

～発生状況に応じた対策～

- ・重症者への医療体制の強化
- ・各医療機関での治療の拡充
- ・臨時の医療施設の設置

⑥ 市民生活の安定の確保

- i 事業者に対し、従業員の健康管理、職場における感染対策の徹底を要請する。

事業所での安定的な業務継続のため、従業員の健康管理の徹底と感染対策の強化に取り組むよう呼びかける。

～発生状況に応じた対策～

- ・県の社会的活動制限へ協力
- ・要援護者への生活支援実施
- ・ライフラインなどの安定供給
- ・食料品等の緊急物資の流通体制の確保
- ・必要な場合には、埋葬・火葬の特例実施

(5) 小康期の対策

**【小康期の状態】**

- ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・大流行は一旦終息している状況

**【目的】**

- ・市民生活及び市民経済の回復と流行の第2波への備え

**【小康期における対策の考え方】**

- ・対策の評価及び見直し
- ・第2波に備えた対策
- ・市民への情報提供
- ・第2波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

① 実施体制

- i 市対策本部の廃止

政府・県の対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止する。

- ii 第二波に備えた体制へ移行

状況に応じて第2波に備え、警戒体制に移行するなど、適切に対応する。また、対応記録を分析し、対応の評価や計画の見直しを行う。

- ② 情報収集、提供
  - i 相談窓口の縮小、廃止  
市民からの問い合わせ状況を見ながら、相談窓口の縮小、廃止を行う。
  - ii 情報提供の見直し  
市民、関係機関からの問い合わせ内容を整理し、情報提供のあり方を見直す。
- ③ 予防、まん延防止
  - i 第2波に備えた対策の評価、見直し  
予防、まん延防止策として行った対策の評価と見直しを行う
- ④ 予防接種
  - i 住民接種の継続  
流行の第2波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を継続する。

～発生状況に応じた対策～

- ・特措法第46条に基づく予防接種（予防接種法第6条第1項）の実施

- ⑤ 医療体制
  - i 平常時の医療体制への移行  
患者の発生状況を勘案し、平常の医療体制に戻す。
- ⑥ 市民生活の安定の確保
  - i 被害状況の確認と第2波に備えた業務の継続  
県が行う事業者に対する被害状況等の確認や事業継続への支援に協力する。

## 資 料

- ・ 三木市新型インフルエンザ等対策本部条例
- ・ 想定被害状況
- ・ 用語解説
- ・ 関連法条文

## ○三木市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月29日

条例第3号

### (目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、三木市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を統括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

### 【想定被害状況】

本計画の策定に当たり、国が想定した人的被害を基に算出した三木市の人的被害は、以下のとおりである。

なお、この想定は、スペインインフルエンザの被害状況を元に、同レベルの新型インフルエンザが発生し、必要な対応が行われなかった場合の被害を想定したものである。

項目	市の想定	県の想定	国の想定
罹患割合	25%が罹患する	同左	同左
外来受診患者数	約8,000～ 約15,200人	約56万～ 約108万人	約1,300万～ 約2,500万人
入院患者数	約320～ 約1,200人	約23,000～ 約88,000人	約53万～ 約200万人
死亡者数	約95～ 約400人	約7,000～ 約28,000人	約17万～ 約64万人

※1 兵庫県人口、三木市人口調査により試算

平成26年4月1日推計人口

兵庫県 5,540,146人 三木市 80,065人

※2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致死率を0.53%（中程度）、スペインインフルエンザで致死率2.00%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※3 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

## 【用語解説】

※ 50音順

### ○ インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類されている。A型インフルエンザウイルスはさらに、そのウイルスの表面にあるヘマグルチニン（赤血球凝集素：HA）とノイラミニダーゼ（ノイラミン酸分解酵素：NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。現在、HAの亜型はH1～16、NAの亜型はN1～19が知られている。

現在でも、人の間でインフルエンザの流行を起こしているのは、A香港型（H3N2）、Aソ連型（H1N1）及びB型ウイルスである。

### ○ 疫学調査

感染症の発生に際し、原因の究明を行うとともに感染源を把握し、感染の拡大防止を図るために行う調査のこと。

### ○ 外来協力医療機関

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関（通常、季節性インフルエンザを診ている一般医療機関から順次移行）

### ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

### ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬



の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment:PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

## ○ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う宣言のこと。

また、緊急事態措置の必要が無くなり次第、速やかに解除する。

公示する事項：新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

（期間：2年を越えない期間。ただし、1回限り、1年延長可）

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域

（流行状況等を総合的に勘案し、決定）

新型インフルエンザ等緊急事態の概要

## ○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を新型インフルエンザ等緊急事態宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

### 新型インフルエンザ等緊急事態措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示

- ② 民に対する予防接種の実施
- ③ 医療提供体制の確保
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・指示
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定
- ⑧ 行政上の申請期限の延長
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資等

## ○ 新感染症

ヒトからヒトに伝染すると認められる疾病にあつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

## ○ 新臨時接種

予防接種法第6条第3項に規定されている予防接種で、予防接種について勧奨が行われるが、接種を受ける努力義務は課されない。インフルエンザ（H1N1）2009の流行を踏まえ、新たな「感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にするため、平成23年に創設された。

## ○ 世界保健機関（WHO : World Health Organization）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置付けられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

## ○ 専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

## ○ 相談窓口

疾病に関する相談や生活相談など、住民の生活に密着した内容の相談業務を行う窓口。

## ○ 登録事業者

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

## ○ 特定接種

特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象者となりうる者は、①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣が定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、ヒトからヒトへの感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ 兵庫県立健康生活科学研究所

県民の安全と安心を守るために、公衆衛生に関する調査研究や試験検査を行うとともに、感染症や食品、医薬品、飲料水などに対する科学的・技術的情報を提供す

る兵庫県の組織。

## ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機能の抑制能などを総合した表現。

## ○ 保健所設置市

地域保健法第5条第1項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。  
県内では、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市がこれに該当する。

## ○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行う

## 関連法条文

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
- (3) 予防接種法

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
  - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
  - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要

があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

#### (特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型コロナウイルス等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型コロナウイルス等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同

法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。

- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（住民に対する予防接種）

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする

## （２）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

（定義）

第六条

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延に

より国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### (3) 予防接種法

(臨時に行う予防接種)

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。